別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2)　［略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別					
			［略］					
	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	備設線無の号一十六第項一第条二第	○	○	○		
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	備設線無の二の号一十六第項一第条二第	○	○	○		
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	備設線無の号二十六第項一第条二第	○	○	○		
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	備設線無の二の号二十六第項一第条二第	○	○	○		
	比吸収率	比吸収率測定装置	［略］					
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計						

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　［同上］

ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別					
			［同上］					
	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	備設線無の号一十六第項一第条二第	○	○	○		
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	備設線無の号二十六第項一第条二第	○	○	○		
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	［同上］					
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器						
	比吸収率	比吸収率測定装置						
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計						